其の回答に接したるも一般趨勢との間は相距ることの
遠きを誠に遺憾とするものである
今や惨烈なる不景気と失業者は益々増大されつゝあり
此の時に際し聖代の下に於て斯業下に百五十三名の失業
者を街頭に放ち出すことは何としても忍びがたきことである
当局は即刻之が再採用の形式にしても就業の方法を講
ぜられたし
かゝる罷業者を出させられたる者の内には三年五年十年十五年
二十年と一日の如く欠勤もなく忠実に勤勉せしものにて之等は
血と涙と汗によりて築き上たる職務を一朝にして失ふものなれば
世の情実に酷なるものである 再び当局者は之等の人
に対し無限の[illegible]を以て[illegible]に[illegible]らん事を[illegible]

昭和五年五月
東京交通更新協議会[illegible]

法人 協調會

5.5.29 1237

警秘第一五八六號
昭和五年五月二十二日
警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
鐵道大臣 江木翼殿
遞信大臣 小泉又次郎殿
宮内大臣 一木喜徳郎殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿
東京地方裁判所檢事正殿
東京警備司令官殿

[illegible]

東京市關係三勞働團体ノ賃銀一割減並解雇其他ノ反對運動ニ關スル件 第十五報 罷業打切後ノ情勢